

平成27年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府27-2(政策2-施策①))

政策名	政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進					
施策名	重要施策に関する広報					
施策の概要	政府の重要施策に関する広報において、各々のテーマに応じた適切な広報媒体、実施時期等を考慮して実施する。					
達成すべき目標	政府の重要施策に関し、その背景、内容等について広報を実施し、国民の理解と協力を向上する。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	3,953	5,052	4,732	4,539
		補正予算(b)	1,000	1,899	1,837	
		繰越し等(c)	-	▲ 881	▲ 304	
		合計(a+b+c)	4,953	6,070	6,265	
執行額(百万円)	4,935	6,060	6,284			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	—					

測定指標	重要施策に関する広報理解度(テレビ)	基準値	実績値					目標値	達成
		24~26年度の平均	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	未達成
		77.9%	-	73.2%	79.6%	81.0%	77.6%	77.9%	
	年度ごとの目標値		-	-	-	78.5%	77.9%		
	重要施策に関する広報理解度(新聞)	基準	実績値					目標	達成
		24~26年度の平均	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	達成
		77.5%	-	75.7%	80.5%	76.1%	87.4%	77.5%	
	年度ごとの目標		-	-	-	81.5%	77.5%		
	ウェブサイト「政府広報オンライン」におけるページビュー数	基準	実績値					目標	達成
		26年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	達成
		対前年度 600,000 ページビュー増	-	14,559,354	19,201,855	29,181,969	34,070,163	29,781,969	
	年度ごとの目標		-	-	-	19,801,855	29,781,969		

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
	<p>(判断根拠)</p> <p>測定指標のうち、重要施策に関する広報理解度の新聞広告の理解度およびウェブサイト「政府広報オンライン」におけるページビュー数の2つが目標達成しており、テレビCMの理解度も目標比99.6%であるため、「相当程度進展あり」とした。</p> <ol style="list-style-type: none"> テレビCMの理解度(テレビCMカルテ:ビデオリサーチ社):77.6%(目標比99.6%) 新聞広告の理解度(J-MONITOR:ビデオリサーチ社・新聞社):87.4%(目標比112.8%) 政府広報オンラインの閲覧数(総ページビュー数:実績数値):34,070,163(目標比114.4%) <p>・重要施策の広報を実施する際、各広報テーマの訴求主題や主な訴求対象を明確にし、適切な企画方向性、媒体計画、表現案、実施時期等を検討。より効果的で効率的な広報を実施することにより、国民の理解度を向上させることを目指した。</p> <p>・広報の理解度は、全般的には、高まりつつあると判断できるが、各広報テーマ個別には政策の複雑さや、社会情勢の影響が理解度の高低に影響していると思われる。</p> <p>・目標値については、平成26年度は前年度実績値+1%の設定であったが、今年度は過去3年間(平成24年度から26年度まで)の実績値の平均以上としている。</p> <p>1. テレビCMの理解度は目標77.9%に対し、平均で77.6%(目標比99.6%)とわずかがだが目標を下回った。「高齢者詐欺被害の未然防止「毎日話せば詐欺は防げる」編:97.0%」「マイナンバー「サギ用心」編:89.4%」「マイナンバー「アカン!ホカン!」編:78.8%」「マイナンバー「マイナンバーカードは、ココで申請」編:78.2%」が上回った一方、「マイナンバー「勤務先への提示+カード申請」編:73.6%」「マイナンバー「勤務先への提示」編:70.3%」「ゆう活:55.8%」がやや下回った。</p> <p>・「高齢者詐欺被害の未然防止」は、訴求対象を高齢者本人から周辺の家族などに焦点をあて、インターネットなど他の媒体と組み合わせで広報してきた。カンニング竹山さんを起用したインターネットでの動画も話題となっており、テレビCMでの広報を展開する時期には認知度も高くなってきていたと思われ、理解度も目標を達成した。</p> <p>・「マイナンバー」は5回にわたりテレビCMを実施し、うち3回は目標値を上回った。ほかの2回も70%以上の理解度で目標値に近い結果であった。前年度に引き続き上戸彩さんとマイナちゃんに加え宮川大輔さんをキャラクターに起用。新聞やインターネット広告など他の媒体を組み合わせたクロスメディア広報により広く訴求した。また、マイナンバーに関連した詐欺被害が予想されることから、「高齢者詐欺被害防止」のテーマで起用していた松平健さんの未然奉行のキャラクターも起用し、幅広い年代に向け訴求を拡大した。</p>

評価結果	施策の分析	<p>・「ゆう活」は平成27年度から始まり、政府として活動を広めることが急務であり、スキージャンプの葛西紀明さんや、タレントの新川優愛さんを起用したが、「ゆう活」の言葉が周知途中であり30秒のCMでは内容まで訴求できず、理解度は55.8%にとどまった。</p> <p>2. 新聞広告の理解度は目標77.5%に対し、平均で87.4%（目標比112.8%）と目標を達成した。ほぼすべてのテーマにおいて目標値を達成した。</p> <p>・「高齢者詐欺被害防止」はカンニング竹山さんを起用し、インターネットでの動画が話題となった。また、訴求対象を高齢者本人ではなくその家族に焦点を当てることで、子供世代だけでなくすべての世代において理解が得られ、目標を大きく上回った。</p> <p>・「マタハラ対策」は企業向けに法律上の注意点など訴求したほか、女性向けに相談窓口について周知するなど、対象を分けて広報を実施。女性だけでなく、男性においてもすべての年代で理解度の目標値を達成した。</p> <p>・「マイナンバー」は、テレビCMで広範に関心を高めた上、新聞広告も8回実施。制度内容を説明するため、複数回にわたり訴求し、他の媒体との組み合わせたクロスメディア広報の実施により、ほぼすべての広告で目標を達成した。テレビCM同様に、上戸彩さん、宮川大輔さん、マイナちゃんを起用し、幅広い年齢層に訴求できたと考えられる。</p> <p>・6月に起きた「日本年金機構への不正アクセス事案」について直ちに新聞広告を実施し、詐欺などの犯罪に対する注意喚起や相談窓口の周知を行った。国民の関心が強く向けられていたと考えられ、理解度は目標値を上回った。</p> <p>・7月より、消費者トラブルの相談を受け付ける「消費者ホットライン」及び、児童虐待等の相談を受ける「児童相談所全国共通ダイヤル」を3桁の電話番号で案内を開始。それぞれ覚えやすい「188(いやや!)」「189(いちはやく)」という番号を訴求した結果、目標を達成した。</p> <p>・「ゆう活」は夏に向け各種媒体を組み合わせるクロスメディア広報を展開。文字で訴求する新聞広告では内容まで多くの人に理解が得られたと考えられるため、ほぼ目標値に近い結果となった。</p> <p>3. 政府広報オンラインの閲覧数は総ページビュー数3400万超（目標比114.4%）と目標を大きく達成した。国民のニーズや社会情勢に合った内容・タイミングで広報を展開。特に、テレビ、新聞などほかの媒体と組み合わせたクロスメディア広報を推進したキャンペーン広報についても、特集ページを作成し、より多くの人が内容を理解できる広報展開に努めた。</p> <p>また、国民の役に立つコンテンツをまとめた「お役立ち情報」も、内容の充実にも努めるとともに、スマートフォンユーザーの増加に伴うページデザインのスマートフォン対応も推進し、あらゆるツールからスムーズに閲覧できるよう対応を進めてきた。さらに、モバイル広告やテキスト広告などのインターネット媒体とも組み合わせ、コンテンツへの誘導も強化した。</p> <p>(課題等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テーマによっては国民に負担が生じるものや、内容が難しいものがあり、理解度が低くなることもあるが、繰り返し広報し、理解度の変化を見て効果的な広報に改善するPDCAを強化していく必要がある。 ・平成28年度行政事業レビュー公開プロセスにおいて、国民の広報のニーズを分析し、各メディア・各広報手段の位置づけや、的確な効果測定について再検討の必要がある、との指摘を受けた。今後、指摘を踏まえ、的確な目標設定や効果検証を検討していく。
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民のニーズや効果的な広報時期を見極め、訴求ターゲットのライフスタイルやメディア環境の変化を把握し、マスメディア、インターネットメディア、様々な媒体を組み合わせたクロスメディア戦略を推進し、より効果的な広報戦略を実施していく。 <p>【測定指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より効果的な広報の効果検証を行うため、測定指標及び目標設定を検討する。

学識経験を有する者の知見の活用	<p>各界の「政府広報アドバイザー」に、必要に応じてご意見を伺いながら広報戦略の検討を随時行っている。</p> <p>また、上記とは別に広報効果測定のために「有識者ヒアリング」を設け、より効果的な広報活動のために有識者からご意見を伺っている。</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>平成27年度 広報効果測定一覧(テレビCM)〈テレビCMカルテ:ビデオリサーチ社〉添付1</p> <p>平成27年度 広報効果測定一覧(新聞広告)(J-MONITOR:ビデオリサーチ社・新聞社)添付2</p>
---------------------------	---

担当部局名	大臣官房政府広報室	作成責任者名	参事官 後藤 一也	政策評価実施時期	平成28年8月
-------	-----------	--------	--------------	----------	---------

【平成27年度 広報効果測定一覧 (テレビCM)】

TV-CM KARTE(テレビコマーシャルカルテ) 定型調査^{※1} (調査出典:ビデオリサーチ社による)

広報テーマ	放送期間	内容理解度 ^{※2} (認知者ベース)
		内容が理解できたか
ゆう活 「ゆう活ジャンプ」篇	平成27年6月27日 ~ 平成27年7月3日	55.8%
社会保障と税の一体改革 マイナンバー「アカン!ホカン!」篇	平成27年10月12日 ~ 平成27年10月21日	78.8%
社会保障と税の一体改革 マイナンバー「勤務先への提示」篇	平成27年12月5日 ~ 平成28年1月20日	70.3%
社会保障と税の一体改革 マイナンバー「サギ用心」篇	平成27年12月18日 ~ 平成27年12月30日	89.4%
社会保障と税の一体改革 マイナンバー「勤務先への提示+カード申請」篇	平成27年12月5日 ~ 平成28年1月31日	73.6%
社会保障と税の一体改革 マイナンバー「マイナンバーカードは、ココで申請」篇	平成28年2月8日 ~ 平成28年3月13日	78.2%
高齢者詐欺被害の未然防止 「毎日話せば詐欺は防げる」編	平成28年2月12日 ~ 平成28年3月23日	97.0%

	平成27年度 目標値 (直近平成24年度~26年度の3年間の平均値)	平成27年度 実績値平均
テレビCMカルテ調査における広報理解度	77.9	77.6%

※1:東京30km圏(東京・神奈川・埼玉・千葉)に居住する13~59歳の男女、約600人を対象にした訪問調査

※2:内容理解度は、該当のテレビCMを見た人のうち「広告の内容が理解できましたか」という質問に対し、「非常によくわかった」「まあわかった」と回答した人の割合

【平成27年度 広報効果測定一覧 (新聞広告)】

J-MONITOR(ジェイモニター) 定型調査※1 (調査出典:ビデオリサーチ社・新聞社 新聞広告共通調査プラットフォームによる)

広報内容(掲載日)	新聞社数	広告段数	対象新聞	理解度※2
■高齢者詐欺被害の未然防止 「毎日話せば詐欺は防げる」篇 平成27年12月7日	全国71紙	記事下全5段カラー	朝日	93.5%
			読売	96.2%
高齢者詐欺被害の未然防止「毎日話せば詐欺は防げる」篇 平均値				94.9%
■高齢者詐欺等の未然防止 「電気小売自由化」編 平成28年3月31日	全国70紙	記事下全5段	読売	88.3%
			朝日	87.2%
高齢者詐欺等の未然防止「電気小売自由化」編 平均値				87.8%
■マタハラ対策 平成27年6月22日	全国73紙	記事下全5段	読売	93.4%
			朝日	90.8%
マタハラ対策 平均値				92.1%
■社会保障と税の一体改革 マイナンバー 事業者の皆さま 平成27年8月23日	全国71紙	記事下全5段カラー	朝日	75.5%
			読売	73.9%
社会保障と税の一体改革 マイナンバー 事業者の皆さま 平均値				74.7%
■社会保障と税の一体改革 マイナンバー 住民票の住所地で受け取ることができない方へ(DV被害者向け) 平成27年8月24日	全国71紙	記事下全5段カラー	朝日	80.5%
			読売	87.5%
社会保障と税の一体改革 マイナンバー 住民票の住所地で受け取ることができない方へ(DV被害者向け) 平均値				84.0%
■社会保障と税の一体改革 マイナンバー 「アカン! ホカン!」篇 平成27年10月19日	全国72紙	全5段見開きカラー	朝日	85.2%
			読売	90.6%
社会保障と税の一体改革 マイナンバー 「アカン! ホカン!」篇 平均値				87.9%
■社会保障と税の一体改革 マイナンバー マイナンバーをかたった詐欺にご注意 平成27年10月25日	全国71紙	記事下半5段	朝日	96.1%
			読売	96.3%
社会保障と税の一体改革 マイナンバー マイナンバーをかたった詐欺にご注意 平均値				96.2%
■社会保障と税の一体改革 マイナンバー マイナンバーQ&A 平成27年12月13日	全国71紙	記事下全5段カラー	朝日	85.4%
			読売	88.3%
社会保障と税の一体改革 マイナンバー マイナンバーQ&A 平均値				86.9%
■社会保障と税の一体改革 マイナンバー マイナンバーQ&A 平成28年1月	全国71紙	記事下全15段	1/20 朝日	80.6%
			1/18 読売	83.7%
社会保障と税の一体改革 マイナンバー マイナンバーQ&A 平均値				82.2%
■社会保障と税の一体改革 マイナンバー マイナンバーQ&A 平成28年2月	全国71紙	記事下全7段カラー	2/13 朝日	84.3%
			2/14 読売	84.4%
社会保障と税の一体改革 マイナンバー マイナンバーQ&A 平均値				84.4%
■社会保障と税の一体改革 マイナンバー この春、新生活を始める皆さんへ 平成28年3月	全国70紙	記事下全5段	3/20 読売	84.5%
			3/19 朝日	85.7%
社会保障と税の一体改革 マイナンバー この春、新生活を始める皆さんへ 平均値				85.1%
■日本年金機構への不正アクセス事案 平成27年6月	全国71紙	記事下全5段	6/9 読売	88.9%
			6/8 朝日	90.6%
日本年金機構への不正アクセス事案 平均値				89.8%
■年金情報流出(悪質な犯罪に、ご注意ください。) 平成27年6月20日	全国71紙	記事下全5段	読売	94.2%
			朝日	92.5%
年金情報流出(悪質な犯罪に、ご注意ください。) 平均値				93.4%
■消費者ホットライン三桁化 平成27年6月30日	全国71紙	記事下半5段	読売	91.0%
			朝日	91.3%
消費者ホットライン三桁化 平均値				91.2%
■児童相談所全国共通ダイヤル三桁化 平成27年7月1日	全国71紙	記事下全5段	読売	91.7%
			朝日	91.5%
児童相談所全国共通ダイヤル三桁化 平均値				91.6%
■ゆう活 平成27年6月29日	中央4紙+ 日経・MJ・日刊工・ FBI	記事下全5段カラー	読売	83.8%
			朝日	70.7%
ゆう活 平均値				77.3%
記事下平均値				87.4%

※1: 首都圏(東京・神奈川・埼玉・千葉)に居住し読売・朝日新聞を定期購読する15~69歳の男女、約300人を対象にしたWEB調査

※2: 理解度は該当の紙面が手元にある人のうち「広告を理解できた」かどうかの質問に対し、「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した人の割合

平成27年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府27-3(政策2-施策②))

政策名	政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進					
施策名	国際広報の強化					
施策の概要	日本経済の再生に向けて、我が国企業のグローバルな活動を推進していくためには、国際場裏での日本理解の促進と親日感の醸成が重要。このため、対象地域や対象層を見定めつつ、官邸を司令塔として民間の力も活用し、あらゆる広報ツールを通じた国際社会に対する日本の発信力を強化し、戦略的な国際広報を行う。					
達成すべき目標	国際世論に影響力を有する各界のオピニオンリーダー等をはじめとして、国際社会において事実関係に関する正しい認識と、我が国の基本的立場や政策に関する理解の浸透					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	500	1,509	3,603	3,598
		補正予算(b)	814	601	980	
		繰越し等(c)	▲ 532	▲ 29	▲ 283	
		合計(a+b+c)	782	2,081	4,300	
執行額(百万円)	758	1,992	4,252			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「海外広報体制の強化: 政府一体となった国際広報活動を強化することを目的に本年4月から開催されている「国際広報強化連絡会議」を最大限に活用し、クールジャパンやビジット・ジャパン、インベスト・ジャパン等の施策について各省庁の広報機会・コンテンツ等を共有するなど、海外広報を強化する。」(「日本再興戦略」H24.6.14閣議決定)					

測定指標	我が国に対する理解度	基準値	実績値					目標値	達成
		26年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	32年度	
		37.60%	—	—	—	37.6%	35.8%	45.0%	
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	38.8%		
	我が国に対する好感度	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		26年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	32年度	
52%		—	—	—	52.0%	48.5%	60.0%		
年度ごとの目標		—	—	—	—	53.3%			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 進展が大きい (判断根拠) 目標には達していなかったが、好感度・理解度は様々な要因に影響されるものであり、今回の指標の調査を行った時期には、世界的に市場が大きく変動しており、世界経済の不透明さが増す中で円高・株安が進行している状況の報道が、ネガティブに働いたと想定される。例えば、経済状況の悪化が顕著に現れる以前の他の調査においては日本とアメリカの関係性や、日本の経済パートナーとしての重要性などは60%以上がポジティブに評価していたところ。また、実施したTVCMの効果を測る調査においては、CMで放映した動画を視聴した人は日本に対する好感度が上昇するなど、個別施策が日本の好感度向上へ貢献していることも検証されている。以上より、今回の結果が前回を下回ったのは、経済面でのネガティブな報道が及ぼした悪影響を十分に取り戻せていないためと考えられる。
	施策の分析	(有効性、効率性) ・昨年度に引き続き、官邸を司令塔として民間の力(メディア等)も活用し、また、関係省庁とも緊密に連携し、政府一体となって、対象地域や対象層を見定めつつ、あらゆる広報ツールを通じて施策を行った。 ・国際広報は、外務省はじめ各省庁により個別施策に必要な観点からそれぞれ実施されているが、領土保全、成長戦略、地方創生、女性の活躍など、いわば官邸の特命事項について、国際理解を促進する取組を行った(日本の国際貢献や地方創生等に関して計13本のTVCM等を制作・放映。政府広報誌を計6冊、電子書籍としてウェブ上で配信、配布用の印刷物として英語版を中心に、仏・西語合わせて累計36,500部を発行。延べ23名の実務者をアメリカの計10州18都市へ派遣し、草の根交流を実施、等)。また、次年度の伊勢志摩サミットに向けて特設ウェブサイト立ち上げる等、事前広報を行った。 (課題等) ・今回の結果に影響を及ぼしたであろうネガティブ報道に対するカウンターアクションなど、常に変化する国際情勢や、メディア環境に迅速かつ柔軟に対応した、一層効果的な国際広報を実施することにより、海外世論をポジティブに保つこと。特に28年度は米国大統領選のに伴い盛り上がりを見せる米国内世論の見極めと戦略的な対応。 ・27年度の実績を踏まえ、個別施策の積極的な効果検証と改善の実施。

<p>次期目標等への 反映の方向性</p>	<p>【施策】 平成32年度の目標達成に向けて、引き続きあらゆる広報ツールを通じて、国際社会に対する日本の発信力の強化、戦略的な国際広報を行う。なお、個別施策についてPDCAを実施しつつ、より効果的に実施することができるよう取り組む。</p> <p>【測定指標】 我が国のイメージ等に関するアンケート調査を行い、我が国への理解度と好感度を継続的に測定する。その際、効率的に効果を測定するため、引き続き、国際世論のインフルエンサーである米国、その中でも知識層(大学卒業以上、一定以上の世帯年収を有する層、と定義)を対象とすることとする。なお、現在設定している測定指標の結果は、国際情勢に大きく影響を受ける可能性を考慮し、今後は、当室が実施する施策を直接測定する指標の設定が可能かどうか検討する。</p>
---------------------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>—</p>
------------------------	----------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>—</p>
----------------------------------	----------

<p>担当部局名</p>	<p>大臣官房政府広報室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官 金子 正志</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成28年8月</p>
--------------	------------------	---------------	----------------------	-----------------	----------------

平成27年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府27-7(政策3-施策③))

政策名	経済財政政策の推進					
施策名	道州制特区の推進					
施策の概要	道州制特区は、将来の道州制導入の検討に資するため、特定広域団体(現在は北海道のみ)からの提案を踏まえ、国からの事務・事業の移譲を進めていく仕組みであり、道州制特別区域計画に基づく広域行政の推進状況等のフォローアップ調査等を行っている。					
達成すべき目標	道州制特区の着実な推進により、関係行政機関との連携を深め、実施状況調査等を行い、道州制導入に向けた国民的議論の進展を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	1	1	1	1
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	1	1	1	1
執行額(百万円)	0	0	0	0		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	—					

測定指標	①国から権限移譲された事務・事業の合計(累計)件数	基準値	実績値					目標値	達成
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	達成
		10件	10件	10件	10件	10件	10件	10件以上	
	年度ごとの目標値	-	-	-	10件以上	10件以上	-	-	
②制度の評価の実施	(各行政機関共通区分)	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
		実施					27年度 実施	達成	

目標達成度合いの測定結果	(判断根拠)	<p>(各行政機関共通区分) 目標達成</p> <p>指標①については、本法に基づく事務・事業の権限移譲件数としては10件から増加していないものの、今回の評価期間中(平成26~27年度)に北海道から提出された提案は、提案の趣旨に沿った措置(実務上の対応等)を講じる等の対応がなされたことから、達成とした。なお、本制度に基づく権限移譲は、特定広域団体(現在は北海道のみ)からの自発的な提案に基づいて行うものであり、本施策の取組のみで進展するものではない。また、フォローアップ調査等により、これまでに移譲された事務・事業の成果や課題を継続的に把握し必要な対応を行うとともに、権限移譲措置を継続する必要性について検討しているところであり、こうしたフォローアップが移譲した事務・事業の円滑な実施及び北海道が新たな提案を行いやすい環境の整備に寄与していると考えられる。</p> <p>測定指標②については、平成27年度に道州制特別区域基本方針に基づく評価を実施した。</p>
--------------	--------	--

評価結果	施策の分析	<p>測定指標①については、特定広域団体である北海道からの提案に対して検討を行う仕組みであり、本評価期間中に行われた提案に対しては、全国的に措置するものや現行制度内での対応を行うもの、引き続き検討を行うなどとされたものとなっているため、国から権限移譲された事務・事業の合計件数は増加していない。</p> <p>なお、北海道以外の地域については、道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第2条において、「道州制特別区域」として「三以上の都府県の区域の全部をその区域に含む都道府県」が規定されているが、それには三以上の都府県が合併し単一の都道府県になる必要があるが、現時点においてそのような事例はない。</p> <p>測定指標②については、道州制特別区域推進本部(H28.2.5)において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定広域団体である北海道から、6次にわたり計32の提案を受け、事務の移譲((例)商工会議所に対する監督の一部を移譲した。)や全国的な措置((例)地方自治法を改正し「ふるさと納税」のコンビ二収納を可能とした。)、実務上の対応((例)建築基準法に基づく構造方法等の認定申請を郵送でも可能とした。)といった措置が講じられており、地方分権の推進や特定広域団体の自主性及び自立性の向上並びに行政の効率化に寄与している ・提案に当たっては、北海道が道民からの意見募集を行っていることから、道民自ら参加する機運醸成に一定の役割を果たしていると考えられ、自立的な発展に寄与している。 <p>と評価され、更なる権限移譲を進めることで、大きな成果につながる可能性があることから、制度の継続について確認された。</p> <p>(有効性、効率等)</p> <p>目標への達成手段である、移譲した事務・事業等のフォローアップ調査は毎年度実施しており、これまで北海道が実施していた事務・事業と一体的に行うこと((例)開発道路に係る国の直轄事業である改良工事(開発道路5路線の事業)を北海道に移譲し、北海道が維持管理と一括して実施できるようになった。)により効率的な執行が図られているほか、申請窓口の一本化や事務の標準処理期間の短縮化((例)鳥獣保護管理法に基づく危険猟法(麻醉薬の使用等)の許可を国から移譲し、鳥獣捕獲の許可権限の窓口を北海道に一本化した。)といった利用者の利便性向上に資する取組が行われていることを確認している。道州制特区により移譲された事務の成果や課題を把握することは、今後の施策の推進の参考とする上で有効であると考えられる。</p> <p>(課題等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務・事業の移譲に伴う財源措置の手法として、統一的なルールが確立されておらず、北海道からは、移譲された事務による、北海道の財政負担や事務量の負担が大きいとの指摘もある。 ・測定指標①について、事務・事業の移譲件数は、北海道が自発的に行う提案に基づき政府が移譲を要すると判断された場合に増加することとなる。これまでは、定量的である等の理由から権限移譲件数を測定指標として用いていたが、権限移譲件数は本施策の取組のみで増加するものではなく、本施策として国が担う役割に係る成果を明確に測り難い状況を生じている。移譲した事務についての成果や問題の有無等、フォローアップにより改善が見込める指標とすべきであった。
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <p>道州制特区の着実な推進により、道州制導入に向けた国民的な論議の進展を図るという「達成すべき目標」を維持し、引き続き道州制特区を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道の権限移譲等に関する提案と、提案に対する国における検討がスムーズに行えるよう、北海道をはじめとする関係機関との連携を深めて取り組んで参りたい。 ・北海道から意見のあった、移譲事務による財源や事務量の増加等の課題については、今後、新たに事務等を移譲する場合に、必要な措置及び支援を検討する。 ・今後もフォローアップ調査を実施し、事業の効果や影響を把握しながら、制度評価を実施する。 <p>【測定指標】</p> <p>平成28年度からは、移譲した事務・事業のうち、特定広域団体が成果を出していると評価している事務・事業の割合を測定指標とし、目標が達成されなかったときに評価を実施する。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	—
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○広域行政の推進 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/doushuu/siryoushu.html
---------------------------	--

担当部局名	政策統括官(経済財政運営担当)	作成責任者名	参事官 渡邊 輝	政策評価実施時期	平成28年8月
-------	-----------------	--------	----------	----------	---------

平成27年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府27-9(政策3-施策⑤))

政策名	経済財政政策の推進					
施策名	民間資金等活用事業の推進(PFI基本方針含む)					
施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> 民間資金等活用事業の推進を図るため、民間資金等活用事業に関する情報収集、整理、提供を定期的に実施。 国、地方とも財政状況の厳しい中で、地域と投資家双方にとって魅力や価値があるPFI事業の案件形成支援を実施。 					
達成すべき目標	民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針を踏まえた民間資金等活用事業の一層の推進					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	97	100	140	169
		補正予算(b)	△ 1	△ 2	△ 1	
		繰越し等(c)	—	—	—	
		合計(a+b+c)	96	98	139	
執行額(百万円)	82	65	122			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> 経済財政運営と改革の基本方針2016(平成28年6月2日閣議決定) 日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定) PPP/PFI推進アクションプラン(平成28年5月18日PFI推進会議決定) 					

測定指標	PFI事業件数 ^{※1}	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	達成
		446件	—	—	446件	489件	527件	対26年度比増	
	年度ごとの目標値		—	—	—	対25年度比増	対26年度比増		
	^{※1} 当該年度までに実施方針を公表している事業(内閣府調査により把握している事業に限り、サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業を除く。)の数(累計)								
地方公共団体へのPFI専門家派遣件数 ^{※2}	基準値	実績値					目標値	達成	
	25年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	達成	
	34件	—	—	34件	25件	49件	対26年度比増		
年度ごとの目標値		—	—	—	対25年度比増	対26年度比増			
^{※2} PPP/PFI事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、専門的知見、ノウハウ及び経験を持つ専門家を当該年度に派遣した件数									

参考指標	PFI事業費 ^{※3}	実績値						
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
		3.8兆円	4.2兆円	4.3兆円	4.5兆円	4.9兆円		
^{※3} ^{※1} の事業のうち当該年度までに公共負担額が決定した事業の当初契約金額(内閣府調査により把握しているものに限る。)の合計額(累計)								

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成
	(判断根拠) 「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」(平成25年6月6日PFI推進会議決定)、「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプランに係る集中強化期間の取組方針について」(平成26年6月16日同会議決定)等に基づく施策を着実に推進した結果、測定指標である「PFI事業件数」及び「地方公共団体へのPFI専門家派遣件数」について目標を達成しており、かつ、参考指標である「PFI事業費」について着実に拡大しているため。

評価結果	施策の分析	<p>(有効性、効率性) 平成26年度実施施策に係る政策評価書において、PFI事業の大半を実施している地方公共団体への支援を強化し案件形成につなげていくこととしたことを踏まえ、平成27年度の事前分析表に記載の達成手段である「民間資金等活用事業調査等に必要な経費」を用い、地域の案件形成につながる取組を実施した。具体的には、地域の産官学金が集まり具体的な案件形成を目指した取組を行う地域プラットフォームの形成をモデル5都市において支援するとともに、地方公共団体、地方金融機関等に対して地域プラットフォームの形成や運営に必要な情報提供等を行う「PPP/PFI地域プラットフォーム全国フォーラム」(約160名参加)の開催等を行った。これらの取組等により、「PFI事業件数」の目標を達成した。 また、平成26年度に目標未達成であった「地方公共団体へのPFI専門家派遣件数」については、内閣府ホームページによる積極的な広報、同一地方公共団体に対する複数回の派遣等の改善を行うことにより、目標を達成した。 このように、当該達成手段は本施策の目標達成に資するものであったと評価できる。</p> <p>(課題等) 本格的な人口減少社会の中で、新たなビジネス機会の拡大、地域経済好循環の実現、公的負担の抑制等を図り、経済・財政一体改革を推進するためには、様々な分野の公共施設等の整備・運営に、多様なPPP/PFI、とりわけ民間の経営原理を導入するコンセッション事業を活用することが重要である。 平成27年度秋の年次公開検証(「秋のレビュー」)において、地域プラットフォームの形成促進等を進めるよう指摘されたことや、「経済・財政再生アクション・プログラム」(平成27年12月24日経済財政諮問会議決定)において、PPP/PFIの事業規模、PPP/PFI優先的検討の仕組みの構築、地域プラットフォームの形成数等に関するKPIが設定されたことを踏まえ、多様なPPP/PFIの活用をより一層推進する必要がある。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 上記の課題を踏まえ、新たに「PPP/PFI推進アクションプラン」に掲げる事業規模目標や具体的な施策を積極的に推進するとともに、それらの進捗状況についてフォローアップを行っていく。</p> <p>【測定指標】 地方公共団体における案件形成を始めとする多様なPPP/PFIの推進状況を評価するため、また、「経済財政運営と改革の基本方針2015」に盛り込まれた「経済・財政再生計画」を着実に実行するため、経済財政諮問会議において策定された「経済・財政再生アクション・プログラム」と政策評価を連携させ、平成28年度の事前分析表において、新たな測定指標として、「PPP/PFI手法導入を優先的に検討する仕組みを構築した各省庁及び人口20万人以上の地方公共団体等の数」、「地域プラットフォームの形成数」等を設定することとした。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	学識経験者からなるPFI推進委員会においてPPP/PFI推進のための施策を議論した。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・経済・財政再生アクション・プログラム ・PPP/PFI推進アクションプラン
---------------------------	---

担当部局名	政策統括官(経済社会システム担当)	作成責任者名	参事官 村田 有	政策評価実施時期	平成28年8月
-------	-------------------	--------	-------------	----------	---------

平成27年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府27-11(政策3-施策⑦))

政策名	経済財政政策の推進				
施策名	市民活動の促進				
施策の概要	1. 市民活動の促進を図るため、特定非営利活動促進法及び寄附税制の周知・運用を行う。 2. 専門分野に特化したマネジメント人材の育成により中間支援機能の強化を図るため、各専門分野におけるノウハウの移転について、調査、企画、実際の支援を実施する。 3. 「NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業」の推進に関する方策の検討や実施状況の分析、検証等を実施する。				
達成すべき目標	1. 本施策の推進により、市民活動の担い手の一つである特定非営利活動法人の活動を促す。 2. 専門性の高いマネジメント人材の育成に取り組むとともに、ノウハウ移転を受けた中間支援機能の強化を図ることで、NPO等による地域課題の解決等を継続・発展させていく。 3. NPO等が主体となった被災3県等における復興に向けた取組や被災者支援を効果的・効率的に推進する。				
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算の状況(百万円)				
	当初予算(a)	123	130	131	125
	補正予算(b)	-	-	-	-
	繰越し等(c)	-	-	-	-
合計(a+b+c)	123	130	131		
執行額(百万円)	84	116	97		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第189回国会経済演説 「市民活動の推進については、地域の課題解決や活性化の重要な担い手であるNPOの育成や寄附文化の醸成等を通じ、活力あふれる共助社会づくりを進めてまいります。」				

測定指標	1. 認定(仮認定を含む)特定非営利活動法人の認定数	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	達成
		398法人	-	144法人	398法人	680法人	893法人	対前年度比増	
		【累計、各年度末の認定法人数(現在数)+仮認定法人数(現在数)】							
	年度ごとの目標値	/	-	-	対前年度比増	対前年度比増	対前年度比増	/	
	2. 内閣府NPOホームページのアクセス数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		26年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	未達成
		1,510,532	-	-	-	1,510,532	1,415,853	対前年度比増	
		年度ごとの目標	/	-	-	-	-	前年度(1,510,532)比増	
	3. 参加団体のうち課題解決能力の向上が見られた団体数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		25年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	達成
							5団体/5団体	5団体/5団体	
【毎年度の団体数、課題解決能力の見られた団体/参加団体】		/	-	-	-	-	-	/	
年度ごとの目標	/						/		
4. NPO等が主体となった被災3県における復興に向けた取組の支援及び被災者支援の効果的・効率的な推進		施策の進捗状況(実績) 「NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業」の実施状況について検証するとともに、NPO等が主体となった東日本大震災の被災地における被災者支援を推進するための取組等への支援を行う上での課題の整理、今後の運営力強化方策の検討等を行い、報告書を作成した。また、報告書については、各県やNPO等関係団体へ配布することで今後関係団体の活動に活用されるとともに、内閣府ウェブサイトにおいて公表し、事業の成果を広く周知することにより活用している。					目標 27年度 「NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業」の実施状況の分析、検証等の実施及び公表、活用	達成	

<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>測定指標のうち、測定指標2以外については、目標を達成することができた。 測定指標1については、平成26年度から213件の増加と大きく増えており、着実な進展を見ている。 測定指標2については、特定非営利活動促進法第72条に基づく情報提供業務として、平成26年度のホームページアクセス数の上位50ページの合計を基準値として設定し、目標値を対前年度比増と設定していたところだが、対前年度比93.7%と目標にわずかに届かなかった。 測定指標3については、「市民活動の担い手の運営力強化」の施策内容を踏まえ、定性的な指標として、事務・事業の適切な進捗を設定したところであるが、平成27年度については、実施調査のうち、「マネジメント人材育成支援に関する調査(経営戦略)」について、参加団体のうち課題解決能力の向上が見られた団体数を測定することとし、参加した5団体全てについて課題解決能力の向上が見られた。 測定指標4については、復興・被災者支援を行うNPO等の実施状況の分析等の調査を、目的に沿って適切に実施した。</p>
<p>施策の分析</p> <p>評価結果</p>	<p>(有効性等) 測定指標1について、認定法人数(仮認定を含む)は、平成24年度の法改正後着実に増加しており、平成27年度末には約890法人となった。これは改正法の円滑な施行の結果であり、市民活動の促進を図るという施策の目標に進展が見られた。 測定指標2について、内閣府NPOホームページアクセス数の上位50ページの合計を基準値とし、目標値を対前年度比増と設定したところだが、アクセス件数の対前年度比増という目標にわずかに届かなかった。しかし、NPOホームページのトップページのアクセス件数は増えており、また「寄付月間」関連のページは、平成27年12月以降コンスタントに毎月2,000件程度のアクセスを記録しているため、寄附税制の周知に一定程度寄与したと考えられる。 測定指標3について、同調査事業ではNPO等で就労する個人を対象にマネジメント人材育成のプログラムを提供し、受講者の理解度評価の結果から、課題解決能力の定着が認められた。また、人材育成プログラムの受講対象者や団体が抱える課題等の整理が進み、今後の持続的・発展的な事業の展開に向けた道筋が明らかとなった。これらのことから、施策は達成すべき目標に有効に寄与したと考える。 測定指標4について、「NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業」の実施状況の分析、検証等を行い、今後の運営力強化方策の検討等をまとめた報告書が公表され、各県の行政担当者や各県で活動しているNPO等関係団体等の手に渡り活用されることで、被災3県等における復興に向けた取組や被災者支援を効果的・効率的に推進することに寄与したと考えられる。</p> <p>(課題等) 改正NPO法において、内閣府は、制度の円滑な施行、情報発信等の事務を担うこととされている。法人の半数が「収入源の多様化」を課題として挙げている中、例えば、法人の収入源の一つである寄附について、税制の優遇措置について知っている国民は22.8%にとどまっていたり、NPO法人についての情報不足が寄附行動の妨げになっていたりする状況(平成27年度特定非営利活動法人及び市民の社会貢献に関する実態調査)を踏まえると、引き続き、積極的な情報提供に向け、ホームページの運用等について改善に努めていく必要がある。 測定指標3について、同調査事業において、マネジメント人材のみならず、NPO等における活動の発展に向けた新たな課題について報告書に記載されているところ。特に、事業の社会的価値の可視化や共有の方法について、引き続き施策の在り方や実施方法について検討を続けていく。 測定指標4について、「NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業」が平成27年度で終わり、平成28年度から新たに「NPO等の『絆力(きずなりょく)』を活かした復興・被災者支援事業」を開始したことから、NPO等が被災者と被災者、被災者と行政、被災者と支援者等をつなげる「絆力」を活かして行う復興・被災者支援の取り組みを推進することにより、NPO等が主体となった被災3県等における復興に向けた取組や被災者支援が本事業により効果的・効率的に推進するよう、引き続き本調査事業を実施していく必要がある。</p>
<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】多様な主体による市民活動の促進を図るため、特定非営利活動促進法及び寄附税制の周知・運用、情報発信等を行うとともに、地域の課題解決や活性化の重要な担い手であるNPO等の育成や組織基盤強化等のため、必要な知識やスキルについての調査及び支援を実施する。</p> <p>【測定指標】 ◆「測定指標1. 認定(仮認定を含む)特定非営利活動法人の認定数」について、法改正の趣旨を踏まえ、制度周知の結果として、測定指標として設定しているところ。法改正から4年が経過し、認定(仮認定を含む)NPO法人数は順調に推移しており、総数を把握することを目的として、今後も引き続き設定する。 ◆「測定指標2. 内閣府NPOホームページのアクセス数」について、NPO法第72条において、インターネット等の利用を通じて、情報の提供を行う措置を講ずることが記載されているところ。平成25年度指標まではトップページへのアクセス数を記載していたが、26年度指標から、ホームページアクセス数の上位50ページの合計を記載することとした。今後は、内閣府NPOホームページにおける全ページのアクセス数をカウントする「総ヒット数」を基準値として設定し、目標値を対前年度比増とすることを検討している。 ◆「測定指標3. 参加団体のうち課題解決能力の向上が見られた団体数」について、「市民活動の担い手の運営力強化」の施策内容を踏まえ、定性的な指標として、事務・事業の適切な進捗を設定し、平成27年度については、実施調査のうち、「マネジメント人材育成支援に関する調査(経営戦略)」について、課題解決能力の向上が見られた団体数を測定した。平成28年度施策の進捗目標については、これまで設定した測定指標について精査の上、評価の実施について仕様書等へ記載する。 ◆「測定指標4. NPO等が主体となった被災3県における復興に向けた取組の支援及び被災者支援の効果的・効率的な推進」については、NPO等が主体となって復興に向けた取組の支援等を行う上での課題の整理及び解決方策の検討・とりまとめを行い、報告書としてとりまとめた。NPO等が本報告書を活用することで、復興支援や被災者支援が効果的・効率的に推進されることが期待できることから、今後も引き続き、定性的な指標として当該事業の実施状況の検証を設定する。</p>
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>-</p>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>○ホームページアクセス件数: ページレビュー・カウント方式を用いて測定。 ○認定特定非営利活動法人数: 内閣府NPOホームページ (https://www.npo-homepage.go.jp/about/toukei-info/nintei-houjin) ○市民活動の担い手の運営力強化: 内閣府NPOホームページ (https://www.npo-homepage.go.jp/uploads/h27-management-chousa-keieisenryaku.pdf) ○平成27年度特定非営利活動法人及び市民の社会貢献に関する実態調査: 内閣府NPOホームページ (https://www.npo-homepage.go.jp/uploads/h27_houjin_shimin_chousa_all.pdf)</p>

担当部局名	政策統括官(経済社会システム担当)	作成責任者名	参事官(社会基盤担当) 元野 一生 参事官(共助社会づくり推進担当) 岡本直樹	政策評価実施時期	平成28年8月
-------	-------------------	--------	---	----------	---------

平成27年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府27-12(政策3-施策⑧))

政策名	経済財政政策の推進					
施策名	担い手の育成を通じた復興・被災者支援の推進					
施策の概要	NPO等の民間非営利組織(以下、「NPO等」という。)が主体となった東日本大震災の被災地の復興に向けた取組や被災者の支援を推進するため、NPO等の運営力強化に向けた取組に対する支援を実施。					
達成すべき目標	自立して活動できるNPO等による中・長期的な復興支援・被災者支援の継続を実現。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	260	247	234	199
		補正予算(b)	—	—	—	
		繰越し等(c)	—	—	—	
		合計(a+b+c)	260	247	234	
執行額(百万円)	225	233	222			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第189回国会経済演説 「地域の課題解決や活性化の重要な担い手であるNPOの育成や寄附文化の醸成等を通じ、活力あふれる共助社会づくりを進めてまいります。」					

測定指標	本施策により実施したNPO等の基礎的能力強化に向けた取組における達成度テストの結果	基準値	実績値					目標値	達成
		26年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	
		78.8				78.8	67.3	70点以上 (3県の平均)	
	年度ごとの目標値					70点以上 (3県の平均)	70点以上 (3県の平均)		
	本施策により実施したNPO等が主体となった復興・被災者支援に向けた実践的な取組に参画した団体の数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
26年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度		
59団体					137団体	104団体	57団体		
年度ごとの目標					60団体	57団体			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 本目標の達成手段である「NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業」を被災3県(岩手県、宮城県、福島県)において実施した結果、「本施策により実施したNPO等が主体となった復興・被災者支援に向けた実践的な取組に参画した団体の数」については目標を上回った一方で、「本施策により実施したNPO等の基礎的能力強化に向けた取組における達成度テストの結果」については目標を下回っており、達成と未達成が半々であるが、近い将来達成可能であるため、「相当程度進展あり」と判断した。
	施策の分析	【有効性、効率性等】 当該事業において支援したNPO等については、資金獲得・NPO会計基準等のノウハウの取得といった基礎的能力の向上が一定程度図られるとともに、人材育成・NPO間のネットワーク形成といった運営力強化が図られ、NPO等による中・長期的な復興支援・被災者支援の推進に寄与したものと考えられる。 また、被災3県において、外部有識者等で構成した審査委員会等を通じて、予算の用途等に対するチェックを実施することにより効率的な事業執行が図られたものと考えられる。 なお、当該事業の実施については、平成27年度の被災3県の平均採択倍率が2.2倍に達するなど、現場で復興・被災者支援を行うNPO等からの要望が高い状況にある。 【課題】 NPO等において取組を継続させていくために、①リスク分散に向けた助成金以外の多様な資金調達先の確保、②今後の支援を担っていく若手人材、経験豊富なシニア人材等の幅広い人材の確保、③ウェブサイト、シンポジウム等の様々な機会をとらえた情報発信、④地方公共団体、民間企業、他のNPO等の多様な関係機関・団体との連携等の充実が必要である。 なお、測定指標1については、参加者の業務経験が短い等により岩手県及び宮城県において目標を下回ったことから、全体の平均についても70点を下回った。両県に対しては、NPO等の復興支援に必要な経営能力の向上に資する講習会やセミナーを実施する際、参加者の理解促進に向けて講習、セミナーの構成や内容へ工夫を施すこと等が必要である。
	次期目標等への反映の方向性	平成27年度限りの事業である なお、「集中復興期間」が平成27年度で終了し、「集中復興期間の総括及び平成28年度以降の復旧・復興事業のあり方」(復興庁:平成27年5月)及び平成27年度行政事業レビューの結果を踏まえて、「NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業」を再構築し、平成28年度より、NPO法人等が、被災者と被災者、被災者と行政、被災者と支援者等を結びつける「絆力(きずなりよく)」を活かして復興・被災者支援を行う取組や、復興・被災者支援を行うNPO法人等の絆力を強化するための取組を支援する「NPO等の『絆力(きずなりよく)』を活かした復興・被災者支援事業」を開始した。

学識経験を有する者の知見の活用	各県において、外部有識者等で構成した審査委員会等※を開催し、公募事業の選定、進捗状況の把握、事業の評価、助言等を行った。(※ 岩手県:岩手県NPO等復興支援事業審査委員会、宮城県:宮城県震災復興担い手NPO等支援事業審査会、福島県:ふるさと・きずな維持・再生支援事業運営委員会)
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	政策統括官(経済社会システム担当)	作成責任者名	参事官(社会基盤担当) 元野 一生	政策評価実施時期	平成28年8月
-------	-------------------	--------	----------------------	----------	---------

平成27年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府27-14(政策4-施策①))

政策名	地方創生の推進					
施策名	国家戦略特区の推進					
施策の概要	経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点の形成を促進する観点から、国が定めた国家戦略特別区域において、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進する。					
達成すべき目標	国家戦略特別区域法の下、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進し、産業の国際競争力の強化、国際的な経済活動の拠点形成を促進することにより、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	-	178	271	275
		補正予算(b)	-	-	▲ 159	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	-	178	112	-
執行額(百万円)	-	7	7	-		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定) 第一Ⅲ. 3(1)国家戦略特区の強化 第二一. 5. 5-1. (3)ii 国家戦略特区の加速的推進 第187回国会における安倍内閣総理大臣所信表明演説(平成26年9月29日) 第189回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成27年2月12日)					

測定指標	全ての国家戦略特区で認定された区域計画における事業数の累計	基準値	実績値					目標値	達成
		26年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	32年度	達成
		50	-	-	-	50	135	225	
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	100	-	達成	

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標超過達成
	(判断根拠) 測定指標である「全ての国家戦略特区で認定された区域計画における事業数の累計」において、平成27年度の目標値100事業に対して、実績値135事業と目標を大幅に超過しているため。
施策の分析	(有効性、効率性) 平成27年度においては、新たに30の規制改革メニューを措置し、計58となったメニューを活用した80の特定事業が新たに認定された結果、認定事業の累計は目標を大きく上回る135事業に上った。これらの特定事業を推進した効果により、産業の国際競争力の強化や国際的な経済拠点の形成が大きく進んだと考えられる。 ①東京都では、都市計画のワンストップ化の特例等を活用した全10事業からなる「都市再生プロジェクト」を実施し、約2.5兆円の経済波及効果が見込まれている。②養父市が提案して実現した農業生産法人の役員要件の緩和等の特例措置の活用により、特例を活用した事業を推進する10企業が市外から進出した。③神奈川県や大阪府で「地域限定保育士試験」が実現し、全国の保育士合格者数の1割以上の約2,400人が合格したことから、保育士候補を掘り起こし、待機児童の解消を通じて、経済活動拠点としての環境整備につながると期待される。
	(課題等) 提案募集やメニューの追加、区域指定などの特区制度の仕組みや、制度活用による事業実現の具体例について、広く認識してもらい、特区制度の活用を促進することが課題である。
評価結果	

次期目標等への 反映の方向性	<p>【施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年2回実施する規制改革提案の募集に加え、これに限らず全国各地の民間事業者や地方自治体が直面している制度面での阻害要因を汲み上げる「窓口(ゲートウェイ)」としての機能強化を図る。 ・これらの提案等に基づき、特区ワーキンググループ、区域会議及び諮問会議の開催と適切な運営により、規制改革メニューの実現に向けて、規制担当官庁等との議論・調整を行う。 ・事業の進捗状況等について法第12条に基づく評価を実施し、その適切な反映により、事業の更なる推進や規制改革措置の改善を図る。 ・特区制度の活用促進のため、情報発信の強化などの特区プロモーションを推進する。 <p>【測定指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「全ての国家戦略特区で認定された区域計画における事業数の累計」、平成27年度で目標を超過して達成していることを踏まえ、平成28年度の政策評価から目標値を225事業→290事業へ上方修正する。 ・「規制改革メニュー数の累計」を平成28年度の政策評価から測定指標に追加し、特区においてどれだけ規制改革が実現できるかについても確認していくことで、国家戦略特区の目標達成度合いを測定していく。
-------------------	---

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	地方創生推進事務局	作成責任者名	参事官 塩見 英之	政策評価実施時期	平成28年8月
-------	-----------	--------	-----------	----------	---------

平成27年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府27-15(政策4-施策②))

政策名	地方創生の推進					
施策名	中心市街地活性化基本計画の認定					
施策の概要	中心市街地の活性化を推進するため、中心市街地の活性化に関する法律に基づき市町村が作成する中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本計画について、認定及び策定支援を行う。					
達成すべき目標	中心市街地の活性化が地域の社会、経済及び文化の発展に果たす役割の重要性に鑑み、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	10.8	12.3	11.0	10.2
		補正予算(b)	—	—	—	—
		繰越し等(c)	—	—	—	—
		合計(a+b+c)	10.8	12.30	11.0	—
執行額(百万円)	4.5	3.5	9.7	—		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○まち・ひと・しごと創生総合戦略(H27.12.24) 地方都市の拠点となる中心市街地等の活性化を強力に後押しする包括的政策パッケージの策定 ○成長戦略、ニッポン一億総活躍プラン、まち・ひと・しごと創生基本方針(予定) 「まちづくりを支援する包括的政策パッケージ」の普及・改訂 地域の「稼ぐ力」や「地域価値」の向上を目指す多様な取組みを「地域のチャレンジ100」として取りまとめ					

測定指標	計画期間終了後に行う最終フォローアップ調査結果において、実績数値が基準値(計画策定時)よりも改善された目標指標の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	未達成
		41%	—	—	41%	44%	55%	60%	
年度ごとの目標値	—	—	60%	60%	60%	—	—		

参考指標	新たに認定された基本計画の数(年度)	実績値					—	—
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
		10	21	17	22	20		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 平成27年度に基本計画が終了した市町村において、基本計画に定めた目標指標の実績数値が基準値(計画策定時)を上回った指標は、22指標のうち12指標となり、約55%となった。目標値である60%は達成できなかったものの、昨年度の実績値からは大きく改善したほか、計画策定直後に東日本大震災に見舞われた石岡市(2指標)を除外すると60%となることから、「相当程度進展あり」と判断した。
	施策の分析	【測定指標の達成状況】 市町村が基本計画において、達成状況を適切に把握できるよう、歩行者通行量や年間小売販売額などの定量的な評価指標を用いて目標値を定めることとしており、期間終了後に行うフォローアップ調査において、実績数値が基準値(計画策定時)よりも改善された指標の割合を測定するものである。 平成27年度の達成状況については、通行量や施設入込数、販売額等に関する目標指標の改善率は全体平均と比較して高い又は同等であり、中心市街地の活性化に進展が見られている市町村がある一方で、居住人口に関する目標指標の改善率は全体平均よりも低かった。 要因として、東日本大震災の影響や景気低迷による大規模工場の閉鎖等による想定外の人口減少が響き、認定計画に基づく事業実施等により人口増加に努めたものの、基準値まで回復するには至らなかった市町村があった。その一方で、目標達成には至らなかったものの、市全体の人口が減少傾向にある中で中心市街地の人口が増加している市町村もあり、全国的な少子高齢化や若者の大都市への流出が進展する中、認定計画が一定の効果を上げているものと考えられる。
		【達成手段の有効性・効率性】 平成26年の法改正に伴い、計画期間中は原則毎年フォローアップ(定期フォローアップ)を行うこととし、認定市による現状把握と計画の見直しにつなげることとしている。平成27年8月に行った定期フォローアップでは、対象となった186指標(63計画)のうち、166指標(89%)が目標達成可能と見込まれるとの回答があった。一方、このままでは目標達成可能とは見込まれないと回答があった20指標(17計画)については、定期フォローアップの後、事業の追加や拡充を伴う計画変更を行うなど14計画が対策を講じている。 今後、これらの取組みの効果が徐々に現れてくるものと考えられる。

<p>次期目標等への 反映の方向性</p>	<p>【施策】 平成26年度の法改正等により、新たな支援措置の創設及び認定要件の緩和、地域再生計画との連携等の制度の改善・見直しを行っており、この新たな制度等の活用を促進し、認定数の更なる増加に努めるとともに、平成28年3月に関係府省が一体となって取りまとめた、「まちづくりを支援する包括的政策パッケージ」と一体的に推進することで、中心市街地活性化が地方都市全体の活力の向上を図るための施策として一層活用されるよう、現在の目標を維持し、引き続き推進していく。</p> <p>【測定指標】 市町村との対面協議や現地調査を通じたきめ細かいコンサルティングの実施に加え、毎年実施するフォローアップを通して、計画の進捗状況を確認し、必要に応じて計画変更を促すなど、目標達成を目指していく。</p>
---------------------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>-</p>
------------------------	----------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>中心市街地活性化基本計画 平成27年度最終・定期フォローアップ報告</p>
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>地方創生推進事務局</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官 高島 昌明 参事官 松家 新治</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成28年8月</p>
--------------	------------------	---------------	--------------------------------	-----------------	----------------

平成27年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府27-16(政策4-施策③))

政策名	地方創生の推進					
施策名	構造改革特区計画の認定					
施策の概要	地域の特性に応じた規制の特例措置の適用を受けて特定の事業を実施することにより、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、構造改革特別区域法に基づき地方公共団体が作成する構造改革特別区域の認定を行う。					
達成すべき目標	地域の特性に応じた規制の特例措置の活用した独創的な構造の実現を手助けし、地域特性の顕在化及び地域活性化の推進を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	25	25	25	13
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	25	25	25	
執行額(百万円)	22	23	25			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	構造改革特別区域基本方針(平成15年1月24日閣議決定)					

測定指標	1 規制緩和のうち全国展開された割合	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度※	27年度	-
		72%	-	72%	71%	100%	(100%)	72%	
	年度ごとの目標値		-	-	-	75%	72%		
	2 構造改革特区計画の認定件数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		24年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	未達成
26件		22件	26件	21件	23件	23件	24件		
年度ごとの目標		20件	32件	30件	22件	24件			

参考指標	規制緩和のうち全国展開された件数	実績値						
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度※		
		-	13	15	11	2		
※「提案の全国措置」や「規制の特例措置」の全国展開のうち、平成27年度の「提案の全国措置」は、募集方法とともに措置の検討を他の特区制度と一体的に行うこととなったことから集計が不可であり「提案の全国措置」を除いた値であることから、データの連続性がない。								

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 測定指標2は目標値には未達成となっているが、測定指標1は目標を達成しており、地方公共団体が実施する事業によって、地域の活性化、また構造改革の推進において、一定の効果があったものと考えられる。
	施策の分析	(有効性、効率性) 構造改革特区計画の実施に当たっては、認定により実効性の高い地域で行っており、近年は、構造改革特区計画の認定件数も同数と維持している。また規制緩和のうち全国展開された事例は、平成27年度は「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業」などが決定している。平成27年度からは、国家戦略特区との共同での提案募集を実施することにより、提案者のニーズを広く汲み取ることができ、提案の実現に向けた幅広い検討が可能となっている。また各省との協議においても一体的に検討要請することにより効率性は高まっている。 (課題等) 構造改革特区の認定件数は横ばいで推移しているところである。構造改革特区は、地方公共団体が自発的に規制の特例措置を活用するために、特区計画の認定を申請するものであることから、迅速な認定を行うことにより、認定件数の確保を図り、地域の活性化を推進する必要がある。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 各地域での取り組み状況を把握のうえ、制度拡充に向けた周知を行うなど、各地域における取組を推進していく。 【測定指標】 認定の相談に対して事例紹介やパンフレットの配布など、また必要に応じて構造改革特区制度の説明を行うなど、地方公共団体の認定申請に向けた取り組みを支援していく。

学識経験を有する者の知見の活用	—
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○認定件数 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kouzou2/ninteisinsei.html ○規制緩和のうち全国展開等があった特区 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kouzou2/nintei_ichiran/zenkoku.pdf
---------------------------	--

担当部局名	地方創生推進事務局	作成責任者名	参事官 田中 誠也	政策評価実施時期	平成28年8月
-------	-----------	--------	-----------	----------	---------